

本県では、琵琶湖を中心とする公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備や農業排水対策等に取り組んでいます。また、山地災害による被害の復旧や保安林の機能を維持強化するための治山施設の整備^(※1)を行っています。

今後は、持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めていく視点も求められます。【※1】第2章P34～35に記載

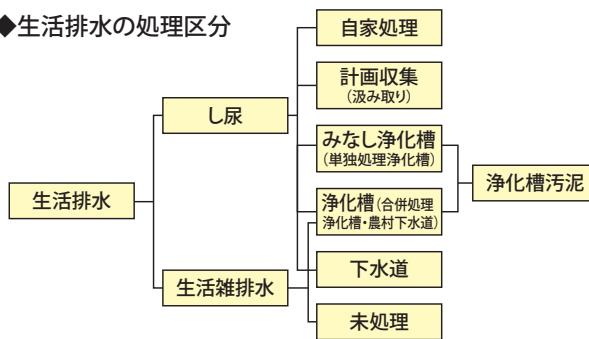
下水道・排水の取組

● 生活雑排水対策の推進

〈循環社會推進課〉

生活排水は、炊事、洗濯、入浴、排泄など生活に伴い排出される水のこととし尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。

◆生活排水の処理区分



● 下水道の整備

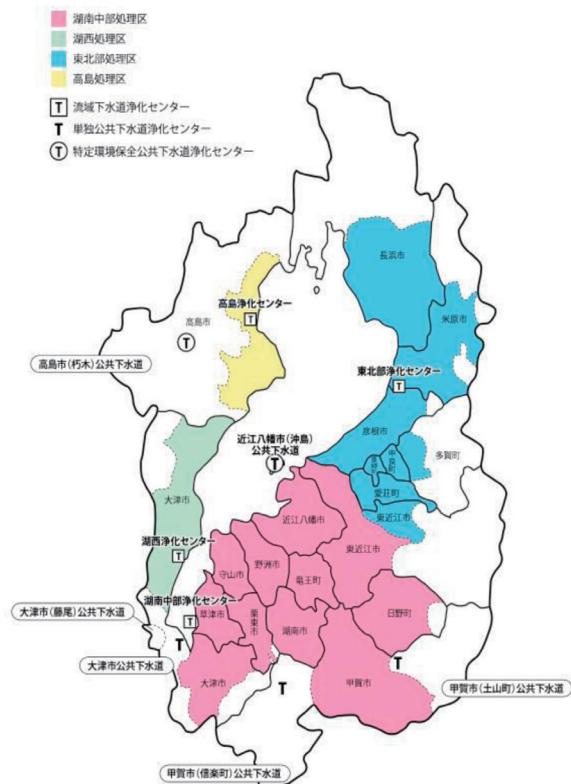
下水道課

琵琶湖を中心とする公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備に積極的に取り組んできました。

閉鎖性水域である琵琶湖の富栄養化を防止するため、いずれの処理施設でも窒素・りんの除去を目的とした高度処理を行っており、令和元年度末での人口に占める高度処理人口の割合は、90.8%となっています。

◆下水道処理区域図

滋賀県琵琶湖流域下水道区域図（平成30年度末現在）



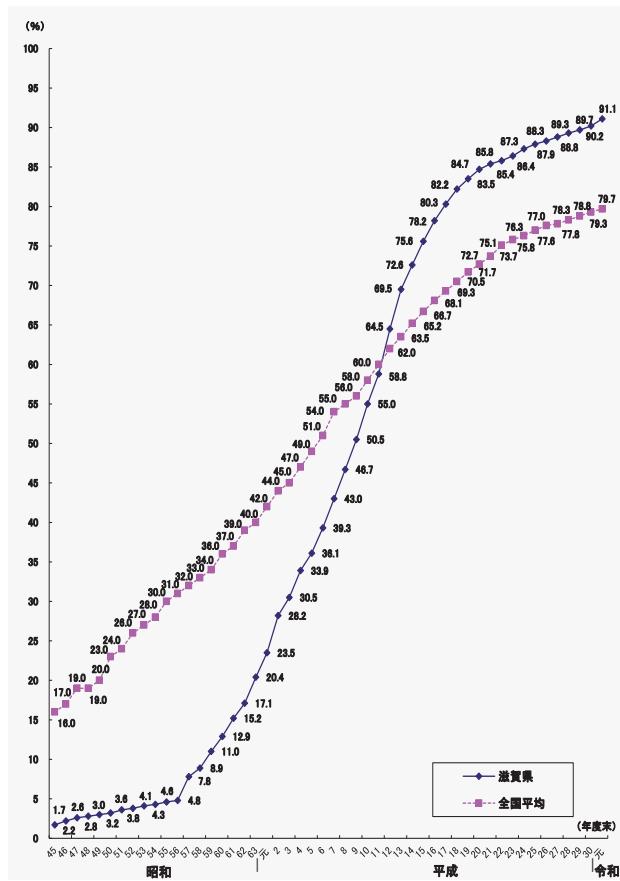
◆下水處理水質 (※)

(mg/L)

水質項目	COD	T-N	T-P
流入水質	95.2	29.8	3.41
放流水質	5.2	5.1	0.06
除去率 (%)	94.5	82.9	98.2

※琵琶湖流域下水道湖南中部処理区における令和元年度の処理水質（年平均値）

◆下水道処理人口普及率の推移



◆下水道を利用できる県民の割合(令和元年度) 91.1%

● 下水道事業の持続可能な経営

下水道課

下水道の普及に伴い、下水道事業の中心は建設から経営に移行しつつあります。人口減少等社会経済状況の変化を踏まえた持続可能な下水道事業を目指し、中期ビジョンの見直しを行い、防災・減災対策、施設の老朽化対策、効率的な経営などに取り組みます。

防災・減災対策では、地震対策、浸水対策に引き続き取り組むとともに、不明水対策に取り組んでいます。不明水とは、本来雨水が流入しないはずの下水道施設に浸入してしまう雨水等のことで、平成25年（2013年）の台風18号の際には大量の不明水が流入し、各地で溢

水被害が発生しました。

施設の老朽化対策では、ストックマネジメントによる今後の改築更新費の低減、平準化を図っています。

経営面では、平成31年4月に地方公営企業法を適用し、経営戦略（中長期的な財政・投資計画）を策定し、経営の計画性・透明性の一層の向上を図り、持続可能な経営を目指しています。

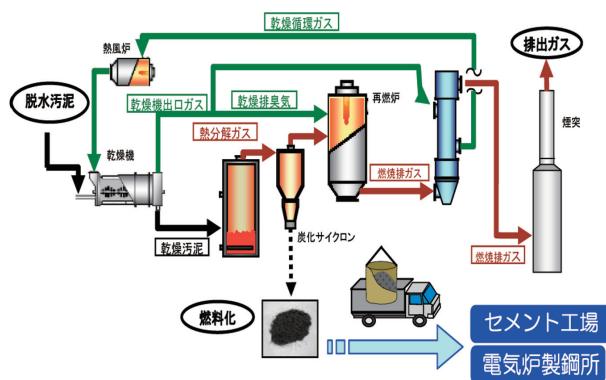
● 下水処理にかかるエネルギー効率の向上

<下水道課>

下水処理過程ではポンプや送風機などの使用により大量の電力が、また汚泥処理過程では汚泥の焼却溶融のため都市ガスなどが消費されます。下水道施設から発生する温室効果ガス排出量は、全県の約0.7%を占めると推定されており、公共施設のなかでは非常に多いものとなっています。

このため、滋賀県の各浄化センターやポンプ場では省エネ運転に努めるとともに、増設や改築更新工事においては、従来機器と比べてより省エネとなる設備を積極的に導入しています。最近では、下水処理過程では効率のよい、微細気泡式全面曝気装置を採用しています。また、中長期的な展望を切り拓くため、民間業者と協力して新しい技術の開発や評価に関する調査を行っていますが、その中で従来の水中攪拌機と比べて電気使用量が95%以上低減するという調査結果が得られた槽上設置型低動力攪拌機を湖南中部浄化センターの増設施設に採用し、平成24年（2012年）4月より供用開始しています。その他、汚泥処理過程としては、これまで焼却・溶融方式を採用していましたが、大量の燃料を消費することから、改築更新時において、燃料化方式等の省エネとなる処理方式に転換しています。

◆燃料化方式 事業フロー図



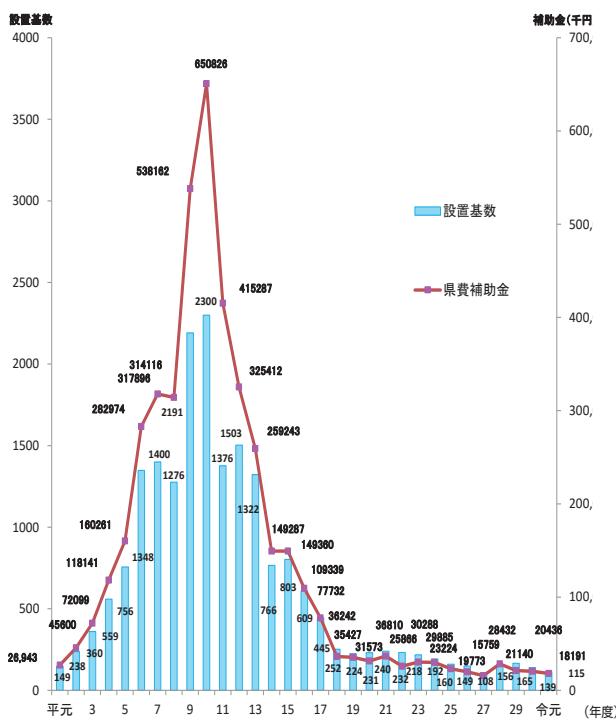
● 濾過槽の整備

<下水道課>

下水道などの整備が当分の間見込まれない地域、または将来にわたり整備されない地域においては、合併処理浄化槽の整備を推進し、この設置に対して支援を行っています。併せて合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽（し尿のみを処理。現在は新設禁止。）を撤去する費用についても支援を行っています。

今後も引き続き、汚水処理施設の効率的な計画による整備を進めます。

◆ 濾過槽設置整備事業の整備実績



（令和元年度）設置基数：115基

県費補助金額：18,191千円

● 市街地排水浄化対策事業の実施

<下水道課>

市街地の屋根や路面などの堆積物は、公共用水域に流出し水質汚濁の原因となります。このような市街地排水による汚濁負荷の増加を抑制するために、中間水路流域（草津市）および赤野井湾流域（守山市）で市街地排水浄化対策事業を実施しています。

このうち中間水路流域での山寺川市街地排水浄化施設は平成15年（2003年）9月1日に供用開始し、赤野井湾流域では山賀川（新守山川）流域の守山栗東雨水幹線が平成21年（2009年）6月に一部供用開始しています。

◆ 市街地排水浄化対策事業概要

主体	名称	事業期間	集水面積	施設の概要
滋賀県 草津市	山寺川市街地排水浄化対策事業 (草津・山寺川流域)	平成10～14年度 (平成15年度供用開始)	80ha	導水渠、沈砂池、貯留兼沈殿池、接觸酸留兼沈殿池、接觸酸
滋賀県	守山栗東雨水幹線	平成14～20年度 (第1期) 平成21～24年度 (第2期) 平成25年度～(第3期)	48.7ha (守山市 24.6ha 栗東市 24.1ha)	管渠(Φ2200～4750mm L=4833m 接続 マンホール、放流水渠、雨水排水ポンプ、濃縮污水送水 ポンプなど)



山寺川市街地排水浄化施設
「伯母川ビオ・パーク」



守山栗東雨水幹線放流口

● 農業集落排水処理施設の整備

<農村振興課>

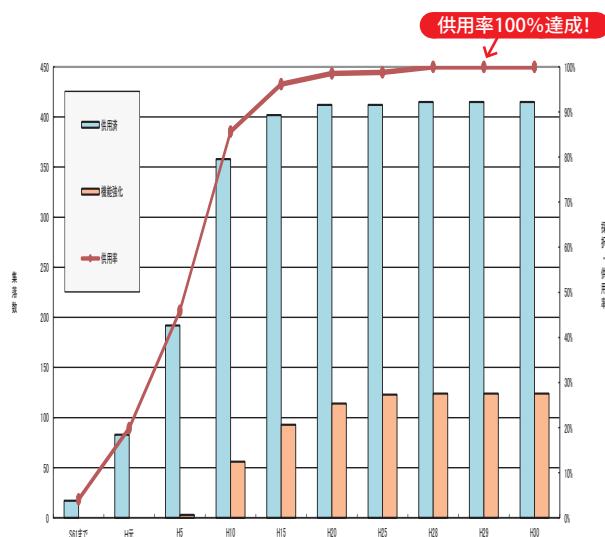
昭和50年代から整備してきた農業集落排水施設は平成28年度に供用率100%を達成しました。

現在は、供用開始から20年以上経過する施設が増加し、老朽化・機能低下の進行が大きな課題となっています。

このことから、施設の機能を回復するため、老朽化した施設の適正な更新時期を把握するための機能診断調査と処理施設の改築更新を行う機能強化対策事業を実施し、琵琶湖などの公共用水域の水質保全を図っています。

◆農業集落排水施設の整備状況 H31.3末現在

	施設数	集落数
全体計画	223	415
整備済	223 (100%)	415 (100%)
機能強化	60 (26.9%)	124 (29.9%)
機能診断	24 (10.7%)	45 (10.8%)



● 農業排水対策の推進

<農業經營課、耕地課、農村振興課>

代かき・田植え期間に琵琶湖へ流入する農業濁水の流出を防止するため、巡回パトロールと併せて、主要河川の透視度を調査するなどの取組を進めています。

また、循環かんがい施設や反復利用施設などを効率的に運用・維持管理し、農業排水を再利用する取組も支援しています。

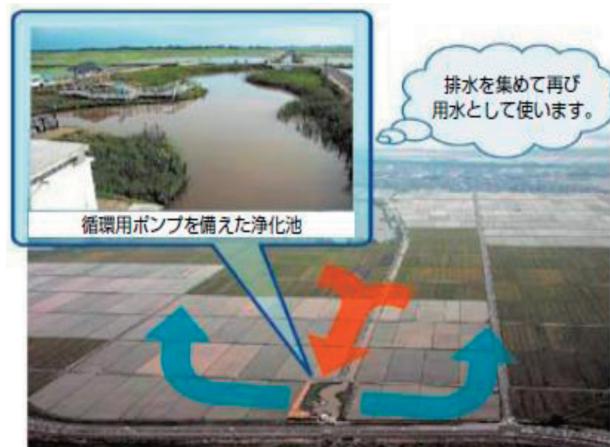
さらに、濁水対策のモデル地区を設置して、技術実証を行っています。

これらの取組は、環境こだわり農業の推進とも連携し、総合的な農業排水対策として進めています。

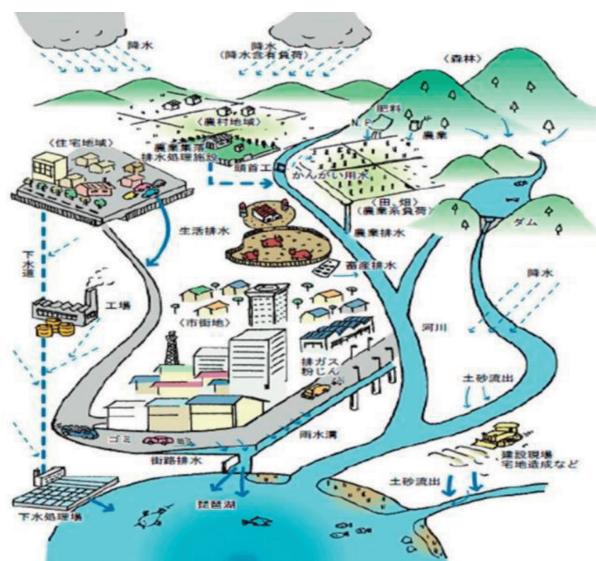
◆農業排水の水質保全対策整備面積（平成30年度）

2,769ha

◆循環かんがい施設（水質保全対策事業 木浜地区）



◆点源、面源負荷の発生から琵琶湖に流入する概念図



● 河川浄化事業の実施

<流域政策局>

河川浄化事業では、湖底に堆積した汚泥からの栄養塩類の溶出を覆土によって抑制（底質改善対策）することや河川から琵琶湖へ流入する前に栄養塩類を除去（流入河川対策）することにより水質浄化を進めています。



底質改善対策
(覆土工・植生工)



流入河川対策
(植生浄化)

◆河川浄化事業実施箇所

赤野井湾、木浜内湖